

參考資料

1 用語解説

※掲載ページが複数ある場合、代表するページを記載しています。

あ行

運動公園/うんどうこうえん (P47)

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積15~75haを標準として配置する。

エコロジカルネットワーク (P37、P38)

分断された生きものの生育・生息環境を相互に連結することにより、生態系の回復や生物多様性の保全を図ろうとすること。

NPO/えぬ・びー・おー (P26)

民間非営利組織 (Non-Profit Organization の略)。営利を目的とせず、公益的な活動を行う民間組織。医療、福祉、文化、スポーツ、環境、まちづくり、国際交流など様々な分野で活動する団体がある。

オープンガーデン (P40、P61)

一定期間一般市民に公開する個人の花壇や庭のこと。イギリスで生まれたもので、庭を楽しむ人たちの交流の場となる。

か行

街区公園/がいくこうえん (P48、P58、P69)

都市公園の種別の一つで、主として街区内に居住するものの利用に供することを目的とする公園。誘致距離は250mで標準的な公園面積は0.25ha。

河岸段丘/かがんだんきゅう (P55)

河川の中・下流域の流路に沿って発達する階段状の地形のこと。平坦な部分と傾斜が急な崖とが交互に現れ、平坦な部分を段丘面、急崖部分を段丘崖と呼ぶ。前橋市では旧利根川の流路に沿って河岸段丘が形成されている。

かしぐね (P14、P31、P37、P54、P60)

冬の強い季節風 (からっ風) を防ぐため、屋敷の北と西の両側に設けられたカシの木による生垣。

環境学習/かんきょうがくしゅう (P55、P62)

環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成するため、樹木や川、里山などの自然環境を題材にしなが、自然の仕組みや人の営みとの関わりなどを学ぶこと。

近隣公園/きんりんこうえん (P48)

都市公園の種別の一つで、主として近隣に居住するものの利用に供することを目的とする公園。誘致距離は500mで標準的な公園面積は2ha。

経営耕地/けいえいこうち (P22)

農家が経営する耕地 (田、畑、樹園地) をいう。経営耕地は、自家で所有し耕作している耕地 (自作地) とよそから借りて耕作している耕地 (借入耕地) に区分される。

景観法/けいかんほう (P4)

良好な景観の形成促進を目的として、平成16 (2004) 年に公布された我が国で初めての景観についての総合的な法律で、景観行政団体による景観計画の作成、景観計画区域や景観地区の指定、景観重要建造物の指定などが盛り込まれている。

公園緑地愛護会/こうえんりょくちあいごかい (P63)

公園や緑地の掃除や除草、花壇づくりなど、公園を主体的に管理・利活用する団体。前橋市では、平成25 (2013) 年現在、主に住区基幹公園や緑地で活動する団体が345ある。

公共公益施設/こうきょうこうえきしせつ (P4、P19)

政令で定める公共・公益の用に供する施設であり、道路、河川、公園などの公共施設や、医療施設、社会福祉施設といった公益施設を合わせて表現したもの。

公共施設緑地/こうきょうしせつりょくち (P4、P19)

都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。自転車専用道路・児童遊園・運動場・浄水場の中の緑地・牧場・ゴルフ場・一般開放している学校グラウンド等を指す。

さ行**里山/さとやま (P60)**

都市近郊や集落周辺の丘陵及び低山帯に広がる、人との深い関わりを有したクヌギ・コナラ林などの二次林等で構成された地域。

CSR 活動/しー・えす・あーる・かつどう (P40、P63)

企業の社会的責任。利益追求だけでなく、企業活動の様々な社会的な面においても、責任を果たすべきだとする経営理念。

市街化区域/しがいかくいき (P17、P19)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。道路、下水道、公園などの施設の計画を定めることができる。

市街化調整区域/しがいかちょうせいいき (P17)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、無秩序な市街化を抑制すべき区域。原則的に開発は禁止されている。

指定緊急避難場所/していきんきゅうひなんばしょ (P57)

前橋市地域防災計画に定められる避難所のひとつで、地震や土砂災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に生命を守るために一時的に避難をする場所で、行政によるカギの開錠等の特別な開設手順を経ずに避難者を受け入れる場所。

住区基幹公園/じゅうききかんこうえん (P15、P48、P58)

都市公園のうち、地区・住区内に整備される街区公園・近隣公園・地区公園のこと。(→「街区公園」「近隣公園」「地区公園」参照)

施設緑地/しせつりょくち (P4、P19)

都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地の総称。(→「公共施設緑地」「民間施設緑地」参照)

児童遊園/じどうゆうえん (P4、P19)

児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設のことで、児童に健全な遊びの場を提供して、健康の増進や情操を豊かにすることを目的として設置される。

市民農園/しみんのうえん (P4、P49)

市民がレクリエーションや自家用野菜の栽培を目的として、農作物を栽培することができるよう設置された農園。市民農園整備促進法に基づくものと任意のものがある。

市民緑地/しみんりょくち (P4、P27、P39、P55、P59)

都市内に緑とオープンスペースを確保するため、都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、一定期間緑地や緑化施設を公開する制度。

社寺林/しゃじりん (P10、P37、P46、P54)

神社や寺院の境内地や周囲の森や林。地域を象徴する緑として保全・利活用が求められている。

受水施設/じゅすいしせつ (P23)

受水槽及び給水のため受水槽に接続して設けられた流末の諸施設をいう。

白地地域/しろじちいき (P17)

都市計画区域のうち、用途地域が定められてない地域のこと。

水源かん養機能/すいげんかんようきのう (P55)

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

ストック効果/すとっくこうか (P26、P37、P38、P39、P49)

社会資本（社会インフラ）を整備することによって得られる効果の一つ。整備された社会資本が機能して中・長期的にその地域の生産性や安全性を向上させたり、生活環境を改善するなどの効果のことであり、社会資本そのものが発揮する効果。

生態系/せいたいけい (P31、P46、P55)

ある空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。ある空間とは、例えば、ため池を一つの生態系と呼ぶこともでき、また地球全体を一つの生態系と考えることもできる。

生態系ネットワーク/せいたいけいねっとわーく (P38、P55)

地域内に点在する生き物の生息・生育空間となる水辺や緑を結ぶネットワーク。

生物多様性/せいぶつたようせい (P26、P30、P37、P38、P39、P46、P52、P55、P64)

生物の間に見られる変異を総合的に指す言葉。様々な生態系が存在する「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。

疎水百選/そすいひゃくせん (P8)

農林水産省と「疎水百選」実施事務局が合同で、日本の農業を支えてきた代表的な用水を選定し、用水によりもたらされる”水・土・里”（みどり）を次世代に伝え、維持する活動のこと。

総合公園/そうごうこうえん (P48、P58)

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

た行

地域制緑地/ちいきせいりょくち (P4、P19、P21)

緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し土地利用や開発を規制する緑地のこと。施設緑地に対して地域制緑地といい、緑地保全地区や風致地区などがある。（→「風致地区」参照）

地球温暖化/ちきゅうおんだんか (P31、P35)

温室効果ガス（CO₂等）等による地球温暖化が進行し、地球規模の異常気象が発生しており、CO₂等のガス吸着機能の高い緑をふやす都市緑化の推進が効果的な対策として取り組まれている。

地区公園/ちくこうえん（P48）

都市公園の種別の一つで、主として地区内に居住するものの利用に供することを目的とする公園。誘致距離は1kmで標準的な公園面積は4ha。

中核市/ちゅうかくし（P2）

地方自治法に基づき、地域の中核的都市機能を備えた都市。人口20万人以上を要件とする。指定を受けると、保健衛生や都市計画など政令指定都市なみの権限が都道府県より委譲される。

中間支援組織（P63）

行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織のことで、NPOへの支援などを主な目的として発足しているケースが多い。

特別緑地保全地区/とくべつりょくちほぜんちく（P4、P37、P55）

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致景観に優れるなど一定の要件を満たした区域について、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全できる。

特殊公園/とくしゅこうえん（P48）

都市公園の種別の一つで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置される。

都市基幹公園/としきかんこうえん（P57）

都市市民全般を対象とした、都市の全体像を形成する大規模な公園。前橋市には敷島公園をはじめ9つの総合公園と運動公園がある。

都市計画区域/としけいかくくいき（P17、P19、P20）

市町村の市街化区域を含む地域を一体的な都市として整備していく区域のこと。前橋市は一部が都市計画区域外となっている。（P.17の「土地利用の区域分類図」を参照）

都市公園/としこうえん（P2、P4、P19、P26、P27、P31、P39、P48、P55）

都市公園法で規定されている公園。（市に整備されている公園及び計画されている公園については、P.46-47の公園整備方針を参照）

都市公園等/としこうえんとう（P19）

都市公園と公共施設緑地（自転車専用道路・児童遊園・運動場・浄水場の中の緑地・牧場・ゴルフ場・一般開放している学校グラウンド等）を合わせて、本計画書では都市公園等とする。

都市公園法/としこうえんほう（P2、P4、P19、P27）

都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。都市公園の定義、設置に関する基準、都市公園台帳の作成等管理に関する事項等が定められている。

都市緑地法/としりょくちほう（P2、P3、P4、P27、P40、P66）

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

な行**二次林/にじりん（P55）**

その土地に本来あった森林が、台風や噴火などの自然災害や伐採などによって失われ、後に二次的に生じた森林。主にクヌギ・コナラなどの落葉広葉樹で構成される。

農家レストラン/のうかれすとらん（P27）

農家が自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供するレストランのこと。

農振農用地区域/のうしんのうようちくいき (P19)

農業振興地域の中での農用地区域のことで、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき、農業振興の基盤となるべき土地として市が設定する区域。

は行

Park-PFI/ぱーく・びー・えふ・あい (P26、P39、P49、P64)

平成 29（2017）年の都市公園法改正により新たに設けられた制度。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、その収益を活用して周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する。

パークマネジメント (P52、P58)

従来の都市公園の整備や行政主導の管理手法から転換し、経営的視点、利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供するための新しい公園整備・管理運営の考え方。

PFI 事業/びー・えふ・あい・じぎょう (P27)

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ事業。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に民間のノウハウを活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を行う民間促進事業のこと。

PDCA サイクル/ぴー・でいー・しー・えー・さいくる (P72)

行政政策や企業の事業活動にあたって「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組みのこと。最後の改善を次の計画に結び付け、継続的な業務改善活動などを推進する。

ヒートアイランド現象/ひーとあいらんどげんしょう (P38、P39、P56)

都市部における建物の密集、道路舗装、ビルや工場からの人工熱の放出、大気汚染などの原因によって局地的に気温が上昇する現象。

ビオトープ/びおとーぷ (P38、P55、P56、P62)

狭義の解釈では、トンボ池のような人工的に創出・再生された単一生物生息空間という意味があるが、広義の解釈では、生物の生息空間という意味がある。本計画書では、都市部等の人工空間における生物に配慮した空間整備についてはビオトープという言葉を用い、田園も含めた大きな生態系については生態系ネットワークを使用する。（→「生態系ネットワーク」参照）

風致地区/ふうちちく (P4、P19、P38、P55)

都市計画で定める地域地区の一つで、都市内外の自然美を維持保存する区域を指定するもの。前橋市では「風致地区条例」により、「敷島風致地区」など 3 箇所、321.25ha が指定されている。

ふるさとのケヤキ並木/ふるさとのけやきなみき (P12、P53)

戦災復興事業の一環として計画された JR 前橋駅から県庁までのケヤキ並木で 205 本ある。

保安林/ほあんりん (P19、P37、P38)

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

防災物流拠点/ぼうさいぶつりゅうきよてん (P48)

大規模地震等の災害時に、救援物資の物流拠点や防災関係機関の活動の拠点となる場所として前橋市地域防災計画に定められている。利便性の高い「道の駅」や「前橋総合運動公園」などが指定されている。

保存樹木/ほぞんじゅもく (P54)

自然環境の保全、美観及び風致を維持するため、「前橋市水と緑のまちをつくる条例」に基づき、一定規模以上を有する樹木、樹林、並木について指定するもので、維持費用の一部が助成される。

ま行

前橋市環境基本計画/まえばししかんきょうきほんけいかく（P3、P31）

良好な環境の保全及び創造を目的に平成12（2000）年に策定。策定後の社会情勢の変化や、合併に伴う市域の拡大などに対応するため、平成18（2006）年3月、平成26（2014）年2月に改訂。

前橋市景観計画/まえばししけいかんけいかく（P3、P31）

平成8（1996）年3月に「都市景観形成基本計画」を策定。市域の拡大、中核市への移行とそれに伴う景観行政団体への指定などにより見直しが必要となり、景観法に基づいた「前橋市景観計画」を平成21（2009）年10月に策定。

前橋市都市計画マスタープラン/まえばしとしけいかくますたーぷらん（P3、P31）

本市の都市計画に関する基本的な方針を示した計画。平成27（2015）年3月に改訂版を策定し、目標年次は、平成37（2025）年となっている。

前橋農業振興地域整備計画/まえばしのうぎょうしんこうちいきせいびけいかく（P3）

平成12（2000）年の農振法の一部改正により、概ね5年ごとの基礎調査が法定化された。基礎調査の結果を踏まえ、必要に応じて農振計画を見直ししている。

水辺の楽校プロジェクト/みずべのがっこうぶろじえくと（P15、P45、P55）

河川整備をおこなう際に子供たちの身近な自然体験の場を創出するために自治会・地元小学校・自治体・河川管理者等で協議会をつくり、水辺の整備等をおこなう県の事業。

みどりのインストラクター/みどりのいんすとらくたー（P40、P63）

花や緑について一定の講習を受けた市民がインストラクターとなり、一般の市民へ知識や技能を伝える。

緑のインタープリター/みどりのいんたーぷりたー（P40）

森林や緑づくりに関する広範な知識・技術を有する指導者で、群馬県が養成講座を開催している。学校や地域で自然観察や林業体験、ネイチャーゲームなどの森林環境教育活動を行っている。

みどりのカーテン（P56）

植物（主につる性）を建築物や窓の外側に這わせ、生育させることにより、夏の強い日差しを和らげ、建築物や室温の上昇を抑える自然のカーテン。省エネルギー手法として、小学校などで取り組まれている。

民間施設緑地/みんかんしせつりょくち（P4、P19）

民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設。ゲートボール場、ゴルフ練習場、テニスコート、開放している企業グラウンド、社寺境内地、農村広場、市民農園、霊園等を指す。

や行

屋敷林/やしきりん（P14、P54）

防風、防火、防塵、防雪並びに自家用の燃料、堆肥等用として、屋敷の周りに植栽された樹林。前橋では「かしぐね」などが代表的な例であり、独特の地域景観をつくりだしている。

ユニバーサルデザイン（P58）

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようにするためのデザイン。バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。

用途地域/ようちいき（P17、P19、P27）

都市計画法の地域地区のひとつで、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。第一種低層住居専用地域など12種類がある。

ら行

緑地協定/りょくちきょうてい (P4、P69)

「都市緑地法」に基づき、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

緑化協定/りょっかきょうてい (P19、P25、P56)

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。平成7(1995)年の都市緑地保全法改正により「緑化協定」が「緑地協定」へと変更された。なお、緑化協定区域は、緑化協定を締結した区域のこと。

緑化地域/りょっかちいき (P27、P66)

「都市緑地法」に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

緑化重点地区/りょっかじゅうてんちく (P39、P46、P53、P66、P68、P70)

「都市緑地法」に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」において定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のこと。緑化重点地区では、緑化の方向性や緑化手法など詳しいプランを策定し、緑化重点地区整備事業等により、重点的に緑化を推進する。

わ行

ワークショップ方式/わーくしょっぷほうしき (P68)

まちづくりや公園づくり等において、企画や計画段階から住民参加によって計画を立案し、整備していく手法。

2 策定までの経過

■平成30（2018）年3月改定

- (1) 平成28（2016）年12月14日（市庁舎3階32会議室）午後2時より
第52回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○委嘱状交付式
○諮問：前橋市緑の基本計画の策定について
○議事：①緑の基本計画策定の方針
②緑の基本計画策定の進め方
- (2) 平成29（2017）年4月26日（市立図書館地下講堂）午後1時30分より
第53回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事：①緑の基本計画策定スケジュールと審議内容について
②前橋市緑に関するアンケート調査結果（第17回市民アンケート調査報告（平成28年度）報告
③都市公園の設置状況と管理等について
○現地視察：①前橋総合運動公園（運動公園）
②やすらぎ公園（街区公園）
③東ふれあい公園（近隣公園）
- (3) 平成29（2017）年10月13日（市庁舎3階32会議室）午後2時より
第54回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事：①緑の基本計画策定スケジュールと審議内容（変更）について
②緑の基本計画〈骨子〉について
- (4) 平成29（2017）年12月21日（市立図書館地下講堂）午後2時より
第55回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事：①現行計画の評価について
②現行計画の評価を踏まえた計画改定の視点について
③計画改定の視点に基づく方針・施策の見直しについて
④緑の基本計画（素案）について
- (5) 平成30（2018）年2月27日（市立図書館地下講堂）午後2時より
第56回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事：パブリックコメントの結果について
○答申
- (6) 平成30（2018）年3月 前橋市緑の基本計画策定

■令和5（2023）年3月一部改訂

- (1) 令和4（2022）年2月21日（市庁舎11階南会議室）午後2時より
第57回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○委嘱状交付式
○諮問：前橋市緑の基本計画の策定について
○議事：（協議事項）「前橋市緑の基本計画」における実施計画の点検・見直しと後期実施計画の策定の方針及び進め方について
（報告事項）前橋市の緑に関するアンケート調査の結果について
- (2) 令和4（2022）年12月16日（市立図書館講堂）午前10時より
第58回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事：（報告事項）実施計画の点検・見直しの結果について
（協議事項）前橋市緑の基本計画における後期実施計画（策定案）について

- (3) 令和5(2023)年2月27日(月)午前10時より
第59回前橋市水と緑のまちをつくる審議会
○議事:(審議事項)前橋市緑の基本計画「後期実施計画策定版」(案)について
(審議事項)答申について
○答申
- (4) 令和5(2023)年3月 前橋市緑の基本計画一部改訂版策定

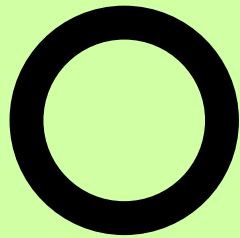
3 前橋市水と緑のまちをつくる審議会委員

■第21次任期（平成28年12月～平成30年3月31日）

	氏名	役職名	専門	備考
1	森田哲夫	前橋工科大学 教授	まちづくり	1号委員 学識経験者 7名
2	行田智子	群馬県立県民健康科学大学 教授	保健	
3	宮里直樹	群馬工業高等専門学校 准教授	環境 (水)	
4	小沼由紀子	群馬県立勢多農林高等学校 教諭	園芸	
5	清水一也	(一財)日本造園修景協会 群馬県支部 支部長	造園	
6	萩原香	NPO 法人市民活動を支援する会 理事長	建築	
7	宮田美恵	(一社)日本樹木医会 群馬県支部 樹木医	緑化	
8	山口修	群馬県県土整備部 都市計画課長	行政機関	2号委員 関係機関の職員 4名
9	平山大輔	群馬県県土整備部 河川課長	行政機関	
10	荒井唯	前橋土木事務所 所長	行政機関	
11	浅野浩之	群馬県環境森林部 緑化推進課長	行政機関	
12	角田雄二	前橋市まちを緑にする会 副会長		3号委員 各団体から推薦のあった者 5名
13	神澤敏夫	前橋商工会議所 青年部 監事		
14	高柳節子	日本ハギソグバスケ協会 群馬支部 副支部長		
15	江原友樹	前橋街づくり協議会 会長		
16	井上廣志	前橋市公園緑地愛護会連合会 会長		
17	西尾敏和	市民公募		4号委員 その他市長が特に認める者 2名
18	矢嶋智子	市民公募		

■第22次任期（令和4年2月～令和5年3月31日）

	氏名	役職名	専門	備考
1	森田哲夫	前橋工科大学 教授	まちづくり	1号委員 学識経験者 2名
2	中村祐子	群馬県立勢多農林高等学校 教諭	園芸	
3	大塚雅昭 (令和4年2月～3月) 剣持康彦 (令和4年4月～令和5年3月)	群馬県県土整備部 都市計画課長	行政機関	2号委員 関係機関の職員 1名
4	加賀谷 宏	前橋市まちを緑にする会 副会長		3号委員 各団体から推薦のあった者 2名
5	増田久美子	日本ハギソグバスケ協会 群馬支部 広報		
6	西尾敏和	市民公募		4号委員 その他市長が特に認める者 1名



前 橋 市
Maebashi city